



## たばこ対策取組宣言

1. 敷地内での喫煙は指定した場所のみで許可するものとし、受動喫煙を防止します。
2. 喫煙者は喫煙マナーを守り受動喫煙防止に努めます。
3. 喫煙及び受動喫煙が健康に及ぼす影響について、ポスター掲示等で、正しい知識の普及、啓発を図ります。
4. 禁煙希望者には、禁煙治療に関する情報等を提供し、禁煙を応援します。



令和5年1月21日



シンセイ技研株式会社  
代表取締役 深田 修次